

## 第 24 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 2 年 12 月 21 日（月）14：20～14：40
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、加太医療保健部長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、前田農林水産部長、島上雇用経済部長、河口観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備理事、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、串警察本部警備第二課危機管理室長、高間四日市港管理組合経営企画部長、服部四日市市危機管理監、事務局

### 4 議事内容：以下のとおり

（服部危機管理統括監）

- ・これより「第 24 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・事項 1 「三重県新型コロナウイルス感染症対応指針（案）について」説明をお願いします。

#### 議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（中尾医療保健部副部長）資料 1—1 に沿って説明

- ・三重県新型インフルエンザ等対策行動計画において、具体的な対策として整理されている主要 6 項目とワクチンについて、これまでの対応策を通じた課題等と今後の対策を記載している。
- ・1 点目、実施体制については対策本部を設置し、発生状況や課題に対して柔軟に対応しながら取り組んでいるところである。今後の対策としては、専任職員や応援職員の継続的な配置、本部体制の柔軟な見直し、保健所への全庁的な応援や外部人材の活用に取り組むこととする。
- ・2 点目は、サーベランス情報収集であり、情報収集・分析し、継続的なサーベランスを行うこととし、今後の対策としては、引き続き必要な情報を収集、地域における流行状況の把握、積極的疫学調査を行い関係機関への情報提供等を行っていく。
- ・3 点目は状況の把握を適切に行い、双方向のコミュニケーションを図る情報提

供・共有に関する項目であり、今後の対策としては、迅速かつわかりやすく、必要とされる情報の提供、国市町等との情報共有、差別・偏見や風評被害等が発生しないような呼びかけや相談窓口対応の充実等に取り組んでいく。

- ・ 4点目の予防、まん延防止では、社会経済活動への影響を総合的に勘案し、実施している対策の決定、縮小・廃止を行っていく。今後の対策としては、市町や近隣府県と連携し、県民や事業者等への感染対策の勧奨、特措法に基づく要請、クラスター発生時の医療機関や社会福祉施設等への応援職員派遣調整等に取り組むこととしている。
- ・ 5点目の医療では、感染症患者の診療と一般診療を両立した医療体制を確立・確保していくこととしている。今後の対策として、診療・検査医療機関を指定したうえでの各地域における診療・検査体制の整備、感染状況に応じて次のフェーズを見据えた即応病床、宿泊療養施設の確保、市町等と連携した自宅療養体制の整備等を記載している。
- ・ 6点目の県民生活及び県民経済の安定の確保では、県民生活及び経済への影響を最小限で対策等を行うこととし、今後の対策としては、事業者に対し職場における感染対策徹底等を要請、県民に対しては、適切な行動の呼びかけ等を実施していく。
- ・ ワクチンについては、今後の対策としては、市町及び医療関係団体等と連携して、接種の実施体制の確保、ワクチン流通体制の構築等に取り組んでいく。
- ・ 策定日については、県感染症対策条例制定と同日付を予定している。

(服部危機管理統括監)

- ・ このことについて何か質問はあるか。  
(質疑なし)

## 議題2 「雇用経済部における新型コロナウイルス感染者の発生に係る検証」について

(服部危機管理統括監)

- ・ 事項2「雇用経済部における新型コロナウイルス感染者の発生に係る検証」について説明をお願いします。

(野呂雇用経済部副部長) 資料2に沿って説明

- ・ 1点目、この検証の目的であるが、今後の感染防止対策の策定の参考とするため、疫学的な検証ではなく、雇用経済部がこれまで行った感染防止対策や感染症発生の対応について検証を行うものであり、保健所の指示や三重県指針を上回る対応があることを最初におことわりさせていただく。

- ・ 2点目、感染者の発生・拡大の経緯として11月29日の感染者発生から12月4日のクラスター認定までをお示ししている
- ・ 3点目は感染者発生前の検証であり、(1)について発生前は職員の健康管理においては早朝の検温や自主管理など、一定レベルの管理をしていたところである。課題と対応について、夜間に発熱や体調異常があった場合、出勤時にこうした症状が回復しているときは出勤していた例もあったため、対応として夜間の発熱や体調変化についても把握し、所属長とこうした情報を共有する。また、体調不良に対する危機意識の不足についても課題として挙げている。
- ・ (2)について職場の感染対策は、飛沫防止や消毒液設置、換気の励行等が考えられるが、出入口が多いことから消毒液がすべての出入口に設置されていなかったことや、会議中の休憩や執務室の換気について明確な基準がなかったことが課題であり、対応策として運用指針の策定・徹底を考えている。
- ・ (3)について職場外での感染防止対策は、出張については不要不急の用務は自粛してきた。業務後の会食については大人数の飲食は自粛とし、それ以外であっても感染防止対策に十分留意するよう、適切な対応を促してきたところである。課題としては、不要不急の判断や行動規範に目安がなかったことから、それらの見える化が必要ではないかと考えている。
- ・ 4点目は感染者発生後の検証である。まず消毒の実施では事前の準備等が課題であったと認識しており、これについては、あらかじめ様々なことを定めていく必要がある。例えば、消毒の範囲について早い段階で部全体や8階全体に広げることでもできたのではと考えている。
- ・ また、部外に広げないために、消毒を執務退出時に行うことも考えられ、消毒材料をあらかじめ備えていくことや、ウイルスを「持ち込まない」から「持ち出さない」フェーズに切り替えるタイミングを予め決めておく必要があるのではないかと考えている。
- ・ 勤務体制については、雇用経済部では例外のない1週間交代の完全分離型2班体制をとっている。課題としては、職員の危機意識を醸成するために、様々な状況について速やかに周知を行うことや、連携の遅れがあったことを踏まえ、同一フロアの他部局との連携を速やかにとれるよう対応する等が考えられる。また、2班体制については、事前にきちんとグループ分けしておく必要がある。
- ・ 感染者や部内職員のケアについては、部の幹部から、悩みや意見を聞くためにメール等により募集をしてきたところであるが、感染したことによる動揺、不安、孤立感はやはり課題と考えている。窓口の設置や可能な範囲で職員に様々な情報を提供していくことが必要である。
- ・ 今回、環境生活部と共同して行った完全分離型の2班体制を1週間という長期間で運用したが、総務部スマート改革推進課を中心にシステムの改善を実施

- されているものの、ハード面の課題が明らかになった。意思疎通を行う際、メールでは不向きな場面もあったり、在宅勤務で増えたことによるコミュニケーション不足をフォローする必要性が生じたりするなど、改善策が必要である。
- ・今後の取り組み方向について、クラスターが発生したことによって、県民の皆様にはさまざまなご不便をおかけしたが、課題とされたものについて、今後も具体策を練って、取り組みを進めてまいりたい。
  - ・今回取りまとめた検証についても、聞き漏らした意見や見落とししている点もあると考えられることから、今後バージョンアップをしていく。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。  
(質疑なし)

### 議題3 「新型コロナウイルス感染症の発生状況等」について

(服部危機管理統括監)

- ・事項2「新型コロナウイルス感染症の発生状況等」について説明をお願いします。

(中尾医療保健部副部長) 資料3に沿って説明

- ・感染者の発生状況等について昨日12月20日時点で延べ1,144人となっている。
- ・8月31日以降、低減傾向であったが11月中旬から増加に転じ、11月19日に特措法に基づく要請後も増加傾向が継続をしている。
- ・人口10万人当たりでは、11月19日以降2.5人を超えており、12月4日は過去最多の7.4人となった。
- ・年齢別の発生状況について、9月はクラスターの影響などにより、60歳代以上が約半数となっていたが10月以降は家族内感染の拡大などにより、各年代へ感染が拡大している状況にある。
- ・感染経路等の状況について、接触者としての感染は71%であり、感染経路が判明しているものが12%、感染経路不明が17%となっている。
- ・保健所別の内訳については、クラスター発生もあり鈴鹿や伊賀で件数が非常に伸びている状況にある。
- ・感染経路の詳細については、県内感染が多くを占めており、経路別では12月に入って家族内感染の割合が大きくなっている。
- ・検査件数・陽性率については、12月5日の週に過去最多となる2,445件を実施したところであり、陽性率は3.9%となっている。
- ・別添として保健所管内別のデータをつけているため、後ほどご確認されたい。

- ・クラスター発生状況について、第3波で13事例のクラスターが発生している。
- ・件数としては高齢者施設6件、医療機関4件、事業所4件、友人家族親族4件となっているが、入院医療機関において、陽性者が多い状況にある。県クラスターグループを派遣し、外部の有識者等の協力を得ながら支援を行っているところである。
- ・感染状況の傾向については、直近週12月5日から11日までで陽性者数は101名であり、前週から減少している。年齢階級別に見ると50歳代以上が全体の約半数を占めている。
- ・直近4週の11月14日から12月11日の状況では、感染経路不明率が20%程度で推移し、感染経路については県内での感染事例の割合が増加し、家庭内感染、施設での感染も増加している状況にある。
- ・医療提供体制について、季節性インフルエンザの流行に備え、診療・検査医療機関に178機関を指定している。
- ・病床等について即応病床として349床、使用率は12月14日現在で約48%、宿泊療養施設は100床プラスアルファを確保している。
- ・第3波の対応策については、自宅療養体制の構築として、第1段階では宿泊療養の積極的な活用、第2段階は現在調整中の段階であり、患者急変時の受け入れ体制を確立した上で、自宅療養の運用を開始するというもの。
- ・さらなる感染拡大に備えた第3段階は、陽性者の重症度評価を行う体制を確立した上で、陽性者から入院宿泊対象者を選定するものであり体制整備を開始しているところである。
- ・最後に年末年始の医療体制について説明させていただく。外来診療については、通常の休日診療のみでは困難な状況であるため、医師会・基幹病院等と連携し、通常の休日診療体制に加えて、各地域において診療所、病院での診療・検体採取体制を確保している。
- ・検査について、多くの民間検査機関が休業することから、検査キットの活用、保健環境研究所における検査等の実施により検査実施体制を確保する。
- ・入院診療については、休日の人員体制は縮小されるため、このことを踏まえて受け入れ体制の確認調整を入念に行い、保健所・県庁調整本部によるきめ細かな調整により入院診療体制を確保していく。
- ・相談体制については、一般相談を9時から21時、受診・相談センターは24時間対応を、通常通り行うことで、年末年始においても、新型コロナウイルス感染症の医療体制を確保していく。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。  
(質疑なし)

#### 議題4 県民・事業者への年末年始における感染防止対策のお願い

(清水防災対策部副部長) 資料4に沿って説明

- ・全国同様、本県においても11月以降感染者が増加し、クラスターも多数発生している。安心して年末年始を過ごしていただくために、本日から1月11日までの間、県民・事業者の皆様にご改めて取り組んでいただきたい感染防止対策について取りまとめたので、その内容についてお示しする。
- ・「1. 県民の皆様へ」の「①年末年始における県境を越える移動」について、感染拡大の著しい地域、具体的にはGoToトラベルが先行一時停止されている札幌市・東京都・名古屋市・広島市、府民に不要不急の外出自粛要請がされている大阪府、飲食店等の営業時間短縮要請がなされている表記の地域への、不要不急の移動を避けていただくようお願いする。  
また、全国のその他の地域についても、12月28日から1月11日までは、不要不急の移動はできる限り控えていただくようお願いする。  
その上で、通勤や通学、通院などやむを得ない事情で移動される方は、体調管理、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、飲酒を伴う懇親会など、感染リスクの高まる5つの場面に注意していただくようお願いする。
- ・2ページ目の②について。クリスマスや大晦日、初日の出、初詣などに出かける場合は、マスクの着用や人との距離の確保、飲酒は控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は参加を控えていただくようお願いする。  
また県内で初詣などにかける際には、混雑する時期をずらすことができないか検討をお願いする。
- ・③について。成人式や前後の懇親会の際は、参加者それぞれが感染防止対策を徹底していただき、体調が悪い場合は参加を控えていただくようお願いする。
- ・④について。年末年始は懇親会や会食の機会も増えることから、大人数や長時間の飲食等は親族間も含め十分にご注意いただくようお願いする。  
特に飲酒の際は、注意力が低下し、感染リスクが高まりますので、少人数で普段一緒にいる人と、また、オンラインの活用など、感染リスクを下げる工夫をお願いする。
- ・⑤について。家庭内にウイルスを持ち込まない、広げないために、帰宅後の手洗いというが、しっかり換気を行うなどの基本的な感染防止対策の徹底をお願いする。
- ・⑥について。年末年始においても、関係団体、医療機関等と連携し、診療、検

査体制を整えていることから、体調がすぐれない場合は、かかりつけ医や、受診・相談センターへご相談いただくようお願いする。

- ・次ページ「2. 県外の皆様へ」について。県外の皆様におかれては、年末年始における三重県への不要不急の移動はできる限り控えていただくようお願いする。やむを得ず移動される際は、居住地の方針や要請内容をご確認いただき、感染防止対策の徹底をお願いする。また、体調が悪い場合は移動を避けていただきたい。

帰省を計画されている場合には、まず時期をずらることができないか検討をお願いする。また、帰省の前から大人数・長時間の飲食を避けるなど感染防止対策を徹底するとともに、体調がすぐれない場合は、帰省を避けていただくようお願いする。

県民の皆様におかれては、これらのお願いを県外にお住まいのご家族やご友人にお伝えいただくようお願いする。

- ・続いて「3. 事業者の皆様へ」について。①では可能な限り休暇の分散化へのご協力をお願いする。
- ・②について。業種別ガイドラインの遵守や従業員の健康管理、外国人従業員や留学生などへの注意喚起等をお願いする。特に社会福祉施設や医療機関などでは、利用者の重症化リスクが高いため、引き続き徹底した感染防止対策をお願いする。
- ・③について。年末年始は夜間における施設や店舗等の利用が増加することから、例年、大晦日から元日にかけて、通常より時間を延長して営業することを予定しておられる事業者の皆様には、営業方法等について、改めてご検討いただくようお願いする。
- ・最後に「4. 偏見や差別の根絶」について。偏見・差別に繋がるような行為が絶対に行われないう、強くお願いする。
- ・説明は以上である。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。  
(質疑なし)

## 議題5 「各部からの報告事項」について

(服部危機管理統括監)

- ・この際、報告事項がある部局は説明をお願いする。

(紀平総務部長)

- ・現在本庁舎で新たに感染者が発生していないことから、本庁舎の来庁自粛のお願いについては先週 18 日において終了したところであるが、引き続き、最大級の警戒感、危機感を持って対策を継続する必要があると考えている。
- ・ついでには、来年 1 月 11 日までは、職員の出勤前の検温報告、換気の徹底、感染拡大が著しい地域への不要不急の移動の自粛等の感染拡大防止の徹底について、各部局へ通知するので、職員への周知徹底をお願いします。
- ・引き続き、各部局におかれては、日々の感染防止対策の徹底をお願いしたいと思う。

(木平教育長)

- ・間もなく学校が冬休みとなる。また、年末年始に生徒が集まる機会も増えることから、改めて文書で、感染防止対策や体調管理を徹底する旨の注意喚起をさせていただく。また、成人式についても、式典後の懇親の場がある場合には、そういった場も含めた感染防止対策について、先週、文書で市町教育委員会に要請をしたところである。

(大橋子ども・福祉部長)

- ・年末年始を迎えるにあたって、十分な感染防止対策を前提として、利用者には各種サービスが継続されるために、まずは、児童養護施設等や、障害者施設、介護施設等に対して、万が一新型コロナウイルス感染症に係るクラスターが発生した場合の体制についての確認、また、感染防止対策のさらなる徹底、必要な職員の確保を依頼している。
- ・次に、県内の自立相談支援機関及び福祉事務所では、住居を失った方や失う恐れのある方、その他生活に困窮した方が相談に訪れた場合でも対応できるような連絡体制の確保とともに、一時的な宿泊施設の斡旋、食料等の確保と、必要な支援が行えるような体制を整えていく。

(加太医療保健部長)

- ・先ほどの子ども・福祉部同様、医療保健部としても、高齢者福祉施設について、年末年始を迎えるにあたり、引き続き感染防止対策の徹底を図るとともに、万が一、感染が発生した場合における体制を確保するよう依頼をしている。
- ・もう 1 点、本部体制について、各部局からご協力をいただき、職員の派遣をいただいて、本部の業務をしていただいていることに対して、改めて各部局の協力に感謝申し上げます。
- ・先ほども説明があったように、先週金曜日に国からワクチン接種についての説

明があった。県が考えていたよりもかなり早いスピードで、ワクチン接種の体制について、各都道府県で取り組むようにとの説明が厚生労働省からあり、医療従事者からまずスタートするわけだが、今後のワクチン接種について、市町、医療機関と調整をして、まだいつから始まるかというのは未定だが、1月中には体制を整えるようにという国からの指示もあることから、県としても、早急にワクチン接種の体制を市町、医療機関と考えていく必要がある。今後の中身としてワクチン接種班があるが、この班の人員体制の拡充を、総務部にもお願いをしたところである。また各部のご協力をいただきながらワクチン接種、非常に重要な業務になってこようかと思うが、遺漏なく進められるような体制を取っていきたいと思つので、各部のますますのご支援、ご協力をお願いしたいと思つている。よろしくお願ひする。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。  
(質疑なし)

## 議題6 知事指示事項

(服部危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いする。  
(鈴木知事)
- ・知事指示事項を申し上げる前に2点申し上げておく。本日は、県民の皆様に、年末年始に少しでも不安なく過ごしていただくようにという観点のもと、医療、検査、相談の体制をしっかりと確保するということが確認できた。後でも言うが、医療機関の皆様、市町の皆様などとも連携をして、しっかりと万全を期していかなければならないということ。
- ・それからもう一つは、先ほど雇用経済部から、クラスターのことについて検証の報告があった。今回、県民の皆様にご不便をお掛けしたことを、心苦しく、大変重く受けとめているところであるが、私たちは二度とこういうことを起こさないように、感染防止対策を全庁挙げて徹底していくことと、そして政策、仕事で、しっかりと県民の皆さんに成果を発揮していくということが大事だと思う。改めてその2点をお願いしたい。
- ・前者のところは、特に、今回は発生前・発生後の様々な検証をしてくれているので、県庁の職員全員が温度差なく理解をして、対策をとってく必要がある。全職員がしっかりと習熟して欲しいが、とりわけ班長以上の職員は、改めて、自分に落とし込んで、できているかできてないか確認を是非してほしいと思う。
- ・それでは指示事項である。まず1点目、年末年始の医療、検査体制や相談体制

について、県民の皆さんが安心して年末年始を迎えられるよう、医師会等の関係団体や医療機関ともしっかり連携しながら、万全を期して対応すること。

- ・ 2点目、ワクチン接種については、ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、市町や関係機関と連携し、万全の体制構築を進めること。
- ・ 3点目、これ以上の感染拡大を防ぐため、今回呼びかける内容について、SNSも活用しながら興味・関心を持ってもらえる方法で丁寧に確実に県民・事業者の皆様に対し周知すること。
- ・ 4点目、学校では冬季休業に入る。これからクリスマス・初詣などの季節のイベントや、遠方に住む祖父母や親せきに会う機会も増えることから、市町教育委員会とも連携し、学校休業中の感染防止対策の徹底について児童・生徒に注意喚起を行うこと。
- ・ 5点目、年末年始は、会食の機会が増えることが想定されることから、各部局においては所管する団体に対し、業種別ガイドライン等の遵守や県が示している「感染防止チェックシート」の掲示、「安心みえるLINE」への登録、QRコードの掲示などによる感染防止対策の見える化に努めるよう促すこと。
- ・ 6点目、県庁でのクラスターは収束に向かっているが、引き続きしっかり気を引き締めて、感染防止対策の徹底に努めること。  
各部局においては、職員に対し年末年始の休暇中においても、県職員として率先して感染防止対策を行うよう周知徹底すること。
- ・ 7点目、保健所や対策本部事務局などにおいては、県民の皆さんに安心して年末年始を過ごしていただけるよう、万全の態勢で臨むこと。その際は、特定の職員に負担がかかることのないよう、オール県庁でサポートすること。
- ・ 8点目、コロナ禍での年末年始であることから、不測の事態が発生することも想定される。休暇中であっても対応に不備がないよう、市町や関係団体等との緊急時の連絡体制について、改めて確認しておくこと。
- ・ 9点目、感染された方、医療従事者や外国人住民の方、県外から来県された方などが、不当な差別や偏見、いじめを受けないよう、各部局においては、引き続きあらゆる機会を活用し、人権侵害が絶対に行われぬよう呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。

(服部危機管理統括監)

- ・ 各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- ・ 以上で本部員会議を終了する。